

上尾市・伊奈町消防広域化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 上尾市と伊奈町（以下「両市町」という。）は、消防の広域化（以下「広域化」という。）を円滑に推進するため、広域化に係る基本的事項を協議するための協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、上尾市・伊奈町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整をおこなう。

- (1) 広域化に係る調査研究に関する事項
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づく広域化運営計画に関する事項
- (3) その他広域化に関する必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる職の者をもって組織する。

2 前項に掲げる委員は、非常勤とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

2 会長は、上尾市長とする。

3 副会長は、伊奈町長とする。

4 監事は、会長が委員のうちから指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の識見を有する者その他関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項についてあらかじめ協議し、又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 前項の所在地は、上尾市大字上尾村537番地上尾市消防本部内とする。

3 協議会の事務に従事する職員は、両市町の消防長が定めた者をもって充てる。

(経費)

第11条 協議会に要する経費は、両市町が負担する。

2 前項の経費の負担割合は、両市町の長が協議して定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 第8条に規定する者が会議に出席した場合は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が属する市の例による。

(協議会の解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
上尾市	市長 消防長
伊奈町	町長 消防長
埼玉県	県央地域振興センター所長